様式第2号(第5条関係)

緊急通報システム個人データ票

裏面の注意事項を確認・了承の上、緊急通報装置の利用を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者（申請者） | 住　　所 | 村上市 |
| フリガナ |  | 生年月日 | 明治・大正・昭和　　　　　　　年　　月　　日(　　歳) |
| 氏　　名 |  |
| 固定電話番号 |  | 携帯電話番号 |  |

緊急対応や見守り活動に協力します。※主に緊急時に電話をかけますので、可能な限り多くの電話番号を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 協力員① | 住　　所 |  | 駆けつけ時間：　　　　分合鍵： もっている ・ いない |
| フリガナ |  | 続柄： | 固定電話番号：携帯電話番号：勤務先電話番号： |
| 氏　　名 |  |
| 協力員② | 住　　所 |  | 駆けつけ時間：　　　　分合鍵： もっている ・ いない |
| フリガナ |  | 続柄： | 固定電話番号：携帯電話番号：勤務先電話番号： |
| 氏　　名 |  |
| 親族① | 住　　所 |  | 駆けつけ時間：　　　　分合鍵： もっている ・ いない |
| フリガナ |  | 続柄： | 固定電話番号：携帯電話番号：勤務先電話番号： |
| 氏　　名 |  |
| 親族② | 住　　所 |  | 駆けつけ時間：　　　　分合鍵： もっている ・ いない |
| フリガナ |  | 続柄： | 固定電話番号：携帯電話番号：勤務先電話番号： |
| 氏　　名 |  |
| 居宅介護支援事業所名及び担当ケアマネジャー名 |  | 電話番号： |
| 機器設置時の立会者（必要に応じて任意） |  | 続柄： | 電話番号： |

（この欄は介護高齢課が記載します。）

●使用する電話回線の状況

　・固定電話の設置（　有　・　無　）　・電話回線の種類（　アナログ　・　光　）

　・携帯電話の所持（　持っている　・　持っていない　）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ID： | 地域： | 確認年月日： |

●設置する装置の種類（　固定電話回線利用の装置　・　携帯電話回線利用の装置　）

●生活状況

|  |  |
| --- | --- |
| 起床・就寝時間 | 起床時間：朝　　　時頃　　　　　就寝時間：夜　　　時頃 |
| 定期的な外出・外泊（行き先・日にち・曜日・時間） |  |

●健康状態

|  |  |
| --- | --- |
| 介護保険の認定 | 認定を受けていない　・　要支援　　　　　・　要介護　　　　 |
| 障害者手帳 | 　　　　　　　　　　　　　身体障害者手帳　　　　　　障害　　　級なし　　　・　　　あり　　精神保健福祉手帳　　　級　　　　　　　　　　　　　療育手帳　Ａ ・ Ｂ |
| 視力 | ふつう　　・　　よく見えない　　・　　見えない |
| 聴力 |  ふつう　　・　　聞こえにくい　　・　　聞こえない |
| 歩行 |  ふつう　　・　　つかまって歩く　　・　　杖等使用　　・　　困難 |
| かかりつけの病院 |  |
| 持病 |  |
| 飲んでいる薬 |  |
| その他 |  |

●注意事項

１．緊急通報装置は、原則として利用者の所有する固定電話回線（アナログ回線）を使用しますが、下記の場合は携帯電話回線を利用した装置を設置します。

・固定電話の設置が無い場合

　・使用する固定電話回線がアナログ回線以外の場合（光回線を含む）

　・その他、固定電話回線を使用することが、利用者の不利益になる場合

２．固定電話回線利用の装置を使用する場合で、回線が光電話回線およびケーブルテレビ回線の場合は、停電時にシステムが作動しません。また、電話機との間に通話録音装置等を設置している場合も緊急通報装置が正常に動作しない可能性があります。このことにより利用者に不利益がでた場合、市及び市から委託を受けた事業者は、責任を負いません。

３．使用する固定電話回線が下記の場合、システムが作動しないため利用できません。

・ＫＤＤＩ「ホームプラス電話」　・ソフトバンク「おうちのでんわ」「おとくライン」

４．携帯電話回線利用の装置を使用する場合、ハンズフリー通話機能は利用できません。緊急通報等をコールセンターが受けた際は、利用者の携帯電話へ電話しますので、携帯電話は常に電源を入れておいてください。また、携帯電話の充電切れがないようご注意ください。

５．通報時には電話の通話料がかかります（相談ボタンによる通話は無料です。）。また、緊急通報装置は電気を使用します。電話料金及び電気料金は、利用者の負担です。

６．故意、過失などによって機器を破損・紛失した場合の復旧費用は、利用者の負担です。

７．緊急時に安否を確認する必要がある場合に、消防職員などの関係者がガラス窓や玄関ドアなどを壊して自宅に入る場合がありますが、これらを修復する費用は、利用者の負担です。

８．事業運営（緊急対応や見守り活動など）のため、市、市から委託を受けた事業者、協力員、親族、民生委員及び地域包括支援センターと、この申請書記載の情報を共有します。